
令和3年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

令和3年9月14日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和3年9月14日 午前8時56分開議

- 日程第1 議案第53号 請負契約の変更について(令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
- 日程第2 議案第54号 町有財産無償貸付期間の更新について
- 日程第3 議案第55号 吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第56号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第59号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第60号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第61号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第62号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第63号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第64号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第65号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第66号 吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第15 議案第67号 吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 請負契約の変更について(令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
- 日程第2 議案第54号 町有財産無償貸付期間の更新について
- 日程第3 議案第55号 吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第4 議案第56号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第57号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第59号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第60号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第61号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第62号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第63号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第66号 吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第15 議案第67号 吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について

出席議員（12名）

1番 桑原 三平君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 松蔭 茂君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君 副町長 …………… 赤松 寿志君

教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前8時56分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第53号請負契約の変更について（令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第53号請負契約の変更について（令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）を採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第56号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第56号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第57号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第57号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第6. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第58号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第58号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第59号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、初日の質疑の際の答弁保留がありますので、質疑については11番、藤升議員のほうからですが、それについて永田保健福祉課長から答弁を頂きます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。初日の答弁残りがございましたので、答弁のほう、させていただきます。

11番議員のほうからの質問に対しまして、税率改定、この部分につきましては、現在、平成30年度から令和2年度まで順次改定を行っておるところでございます。そういった経過の中で、滞納者あるいは短期証の交付状況等々についての御質問でございました。

この間の徴収率につきましては、数年前までは低かったものが現在改善をしてくれているという状況でございます。そういった中で、どうしても納付が困難な方につきましては、滞納者の方を中心にして、実際、1年間の保険証の有効期限ではなく、3か月とか6か月の短期証のほうを交付させていただいているという状況でございます。

ここの辺りの数値につきましては、県のほうからも調査があるんですけども、他の保険者の状況を踏まえた調査結果のほうは、まだ県のほうから集計を取りまとめたものが出てきていない状況でございますので、数年前のものしかございませんけれども、実際、そこで他の保険者のほうと比較をいたしますと、違いとしてありますのは、いわゆる資格証の交付を行ってるかどうかというところでございます。吉賀町の場合、資格証の交付については行っておりません。短期証という形で対応しておりますが、いわゆる医療機関のほうで一括で負担をされて、後から保険のほうから償還払いという形で返還をしてもらうというような形での対応、その辺のところがございます。

それで、実際、この吉賀町における短期証の発行状況につきましては、今現在32人の方がおられまして、ここ数年、大体30人前後のところまで推移をしているのではないかというふうに思っております。

実際、この短期証を交付される方については、固定化されてるという見解を持っております。この方々、固定化されておまして、いわゆる国保税だけではなく、ほかの税についても滞納等があるような状況にあるというところがございます。そういったところで、こういった方々につきましては、今年より、税務住民課と、あと国保会計のほうから半分負担させていただきまして、徴収担当の専門員のほうを配置させていただいております。そこを中心といたしまして納付に向けた相談等々に対応している、徴収対策に対応しているという状況でございます。

実際、この方々の状況を、その専門員の面談等によりまして状況のほうを庁舎内でまた共有をさせていただきまして、必要があるようであれば、この方々の納付が円滑にいくような支援、具体的に申しますと、社会福祉協議会等のほうで生活困窮者の自立支援事業、こちらのほうがございますので、そのメニューの中には家計支援というような部分に対応する部分もございますので、そういった制度等へつなぐというような形で支援をしていながら固定化している滞納者の解消に向けた取り組みのほうに対応してまいりたいというふうに、保健福祉課としては、今、考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、初日の答弁残りについては終わりましたので、保留してあった質疑をこれより行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと分からなかったもので、今の御答弁の内容についてお聞きをいたします。

吉賀町の場合、資格証の交付はあるのかないのか、それだけお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 現在はございません。現時点では、資格証の交付はございませ

ん。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第59号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第60号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、議案第60号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第61号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 6ページで、歳出の基金積立金1,000万円ということであります。今、460万円ほどの基金だと思いますが、以前は国保会計でも特別会計でも一定の割合が示されてもいたんですが、最近はそういうものもなくなっています。ただ、町として、この介護保険の特別会計上において、どの程度の基金という目安を持っているか。持っているのであれば、その金額をお示してください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

基金の保有率等々については、法律等々で基準等々が明記されてるものではございません。

そういった中で、吉賀町に対応する基金といたしましては、現行460万円しかないというところでございます。これにつきましては、本来、介護給付費に対応すべき財源として確保しておくべきものですが、この460万円というのが実際給付費に相当するものとしては約2,000万円部分の対応できる余裕分しかないということで、非常に枯渇している状況にあるかというふうに思っております。それで、この状況については、申し訳ございません、手元に資料がないんですが、恐らく県下でも最低の準備基金高ではないかというふうに思っております。

そういったところから、こちらの準備基金高につきましては、他の保険者並みのところまでは引き上げていく必要、確保していく必要があるのではないかという考えを持っておるところでございます。そういった形で、安定的に準備基金のほうを確保しておかなければ、今後、被保険者の方々が安心してサービスを受給することにはつながらないのではないかというふうに考えておまして、具体的な数値等々は申し上げられませんが、県内保険者の平均値よりも上回るようなところの確保が必要ではないかというような考えを持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第61号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第62号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第62号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第63号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留をしてあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしい

です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第63号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第64号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第64号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 12ページの総務管理費の生活安全対策の老朽危険空家除却支援事業補助金がありますが、2戸で240万円の予算が上がっておりますが、これは1戸が120万円ということで同一金額にしておるのか。建物によってはいろいろ大きさとか変わるかと思いますが、その辺はどういうふうになっておるのか。

それと、空き家も危険なのがたくさんありますので大変いい予算と思いますが、もし予算通ればいつ頃解体のほうを、できるだけ、もう台風シーズンでもありますし早いほうがいいのかなというふうな気もしますが、その辺のところも一緒に答弁お願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1点目です。

おっしゃられるとおり、1軒当たり120万円の上限ということになります。これは国からの補助、それから県からの補助、そして町の予算という形で120万円ということです。ここから、いわゆる解体費の総額まで逆算してまいりますと、1軒当たり300万円というふうなところから、ここの数字がはじき出せるということでの算定ということになっておるところです。

それから、2つ目です。

こうした補助制度を設けて、今後、実際のところどうなのかという御質問であります。それで、この補助要綱といいますか、補助金の内容につきましては、以前の全員協議会でその内容についてお示しをさせていただきました。今のところ、予算が可決頂ければ、後に、以前説明した内容で要綱を公布をするということになろうかと思えます。

ただ、ひとつ、この部分なんですけれども、細かな条件がいろいろ設定してある内容になっております。なので、いざ、この補助金を使ってといった話が出たとしても、その条件にそれぞれ合致するかどうかというのは物件ごとで異なるんだろうというふうに思っております。ただ単に建物の状況が老朽化している、悪い、それでこの補助金が使えるかどうかというのは、またそれぞれの個別に当たっていかないと、判断ができないものだろうというふうに思っています。

もう少し加えて申し上げますと、この補助制度、国の補助、県の補助を頂く関係で、基本的にはその補助を頂くためには国が示しているようなレベル以上の老朽度、危険度、そうしたものはつきり分らないとこの補助制度は使えないということになります。そうすると、なかなか合致する物件っていうのはそんなに多くはないのではないかとこのようにところで考えておるとい

うところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） ということは、今のこの2軒分で、これとこれというような確定はまだできていないということですよね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、この物件というふうな具体的なものについては、こちらのほうでは持ってはおりません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 7ページ、歳入の地方交付税についてですけれども、普通交付税につきましては今年度の額が確定をしてるかと思しますので、その金額、お示してください。

○議長（安永 友行君） ちょっとすぐは分かりかねるんで、総務課長は今から調べますので、ほかの質疑を行います。ちょっとそれに関しては置きます。

ほかのほうの質疑を行いますので、質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 15ページの保健衛生費、地域医療確保緊急対策事業補助金ですが、この補助金交付予定、いつ頃になるか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 支払い時期につきましては、予算成立後、法人のほうに御案内をいたしまして申請を頂き、審査の後、決定をさせていただくということになろうかというふうに思っておりますので、法人のほうがいつ時点で申請をされるかということによって、その後に速やかに審査をして支給決定をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 7ページの普通財産貸付収入のことで、これ、7月1日からと思うんですが、間違いないでしょうか。

それと、活動されているんでしょうか。そんなあまり動かれてるような感じが無いんですが、何かやられてるかどうかというのをお願いします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

土地貸付収入につきまして、7月1日からということで契約書のほうを交わしております。

それから、活動につきましては、今のところ、私のほうが聞いておりますのは、8月の22日だったと思えますけれども、内覧会というのをやっているという話を聞いております。

そのほかについては、私のほうには情報が入っておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 17ページの農村地域防災減災事業で、ため池の工事と思われるんですが、ほかに対象となる場所、町内でほかにまだ危険と申請を受けたとか、見に行かれて危ないとかと思われたようなところがあったら。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

ため池というふうにご覧いただきよろしいでしょうか。

吉賀町におきまして、こうした事業を使ってため池を壊すという事業につきましては、この2池としておるところでございまして、基本的には昔の池とかいうのもないことはないんですけども、今のところ、吉賀町でため池というものにつきましては、この2池を壊すということで事業は終了するというところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ほかに水がたまって、排水路があるとは思いますが、その流末のほうが小さかったりとか、いろんな意味で水が、ため池の水だけでなしにほかの水と重なって危険な状態になるようなところがあるのではないかとと思われるんです。そういうところは、確認はまだされていないと。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 私どもでは承知をしておらないということでございまして、ため池等の登録をすることになっておりますけれども、これについても、うちの2池、これについてはもう能力を取ってしまう。壊しましたということで、国のほうにも申請をしてるところでございまして。

今後につきましては、もしそういったところ、昔のため池等、それからそれが今後の雨によって何かあるということになりましたら、それも危険な状態かとは思いますが、現在でこちらで持っておる情報はございませんが、そういった部分がありましたら、また対応できるようにはしていきたいと思っております。

ただし、これにつきましてはもう恐らく登録はしておりませんので、町の対応ということにはなろうかと思っておりますけれども、そういう対応も必要に応じてしなければならないというふうには考えます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長が調べて席に着かれたので、その件について回答をお願いします。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。

金額について申し上げます。32億294万6,000円という数字となります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議案書の7ページ、先ほどの普通財産貸付収入ですが、柿木で無償貸与した土地について、前回の議会で面積が違ってたんで、これはきちんと計測して面積をはっきりさせますということがあったんですが、その後、何ら報告がないんですが、その辺りについてはどのようになるとるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 大変失礼いたしました。

当事者と現地確認をいたしまして、再測量して、1,813平方メートルということで契約のほうをさせていただいております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 19ページ、003でアイソレータの装備ということで221万3,000円が計上されておりますが、参考資料見ますと、6月1日より配備をされとるというふうに書いてありますが、先週も感染者が何名か出ておりましたが、今までこのアイソレータ、使われた実績は6月1日以降ありますか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 参考資料30ページに、六日市分遣所に配備しております救急車、ここに装備を行ったアイソレータについて、その内容を載せさせていただいております。

申し訳ありませんが、これを使ったというところの情報については、使ったか使っていないかは今ちょっと判然としませんが、恐らくこうした状況になりますと、コロナの感染——コロナに限らずの機能を持っていますけれども、そうした状況ですと、恐らく分遣所のほうから何らかの連絡というか、情報伝達があるかと思えます。そうしたものについては今のところはございませんので、恐らくこれを使った例は今のところないんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 18ページの商工費で、観光施設の管理費ということで、先日の説明で深谷公園の除草とか、そういうふうなところが説明がありましたけれども、除草とかはいんですが、以前、公園の周囲の柵、あれがロープが張ったりして、大変危険だということを私もここで一般質問したことがあります。その辺のところは、県の施設というお話でしたが、この予算との関連ということ、県が本来ならやるべきところを町が予算でやるということなんですか。どういうことですかね。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今回、18ページ、135万円の予算につきましては、深谷公園周辺の木を伐採するというのと、老朽化したベンチやちょっといろんなものがありますが、そういうものを片づける予算でございます。

先ほど議員の御指摘になりました公園の周辺にある柵とか東屋につきましては、県の整備した施設でございますので、破損箇所等におきましては県のほうへ、毎年調査がありますが、報告して、修繕の依頼をしているところでございます。

ですから、県の施設と今回の予算については連動するものではございませんということを御説明させていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第14. 議案第66号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第14、議案第66号吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第66号吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により吉賀町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、担当いたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、議案第66号吉賀町過
疎地域持続的発展計画の策定についての詳細説明をさせていただきます。

議案につきましては、お手元の議案書の中につづったものを添付しておりますので、これも御
覧頂きますようお願いいたします。

それと、参考資料の2ページから説明させていただきます。

8月31日に開催しました全員協議会において提示いたしました、いわゆるパブリックコメン
トを求めた、御提示させていただきました計画案から、県協議などにより修正した箇所をまとめ
ている資料でございます。

計画自体の策定の背景や構成等につきましては、先般の全員協議会において説明させていた
いておりますので、今回はこの修正した箇所等について説明させていただきます。

まず、2ページと3ページでございますが、これは県との協議により指摘のあった項目につ
いて記載をしております。

表の上段の項目を見ていただきたいと思います。ページ及び行、続いて、原文、修正案、これ、
島根県から提示のあった修正案で、その理由について記載してあります。その右側、対応案、理
由につきましては、今回修正したものとなっております。

内容につきましては、表現の修正や数値の確認が主となっております、吉賀町の計画自体の
趣旨が変わるような箇所は見受けられませんでしたので、基本的には県の指摘に基づき修正を行
っているところでございます。

2ページの下段に示しておりますものでございますが、本計画の14ページに係る農作物の鳥
獣被害に係る表現につきましては、県との協議の結果、資料の6ページを御覧ください。改めて
修正しております13、14ページ、右の表のアンダーラインが引いてあるところが修正した箇
所でございます。

続きまして、資料戻っていただきまして、4ページでございますが、4ページから5ページに
つきましては、県方針の修正に伴う修正のほか、再確認で町独自の修正も記載しております。

県方針の修正といいますのは、県の方針がこの6月に示されまして、県は県でパブリックコメ
ントや市町村の意見を聞きながら修正を行いました。その県方針の最終修正がこの9月に確定し
ましたので、それに合わせて項目立ての若干の修正をしております。

まず、本編の9ページに示しております、資料でいえば上から3行目ぐらいになります。
9ページからということがありますが、もともと「移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」

としてあった項目が、人材育成が前に来まして、「人材育成、移住・定住、地域間交流の促進」という順番に変わりました。それに伴いまして、町の内容も変えております。アがイになったり、イがアになったり、順番を変更しているということで御理解頂けたらと思います。

それ以降は、今の4ページの資料の左に示しております、ページでいいますと27、28ページでございます。4ページの一番下の行でございます。ここにつきましては、生活環境の整備の方針という中で、県の方針が今のヒアリング等により、自然災害に関する事、防災・減災に関する事、めくっていただきまして、5ページの上段ですが、それに伴いまして、防災・減災対策の推進という項目を追加して、アンダーラインの書いてあるところを追加しているものでございます。

そのほか、町独自の修正としましては、事業実施団体の記載漏れや名称の誤記載の修正があったりしましたので、このことを主に整合しているところでございます。

なお、本編におきまして、県との協議の都合がいろいろございまして、表の一部とかが2つに分かれたりして見にくいところが出てきていると思いますが、公表に当たっては、ページ番号が変わらない程度で調整を行いたいと考えていますので御理解を頂きたいと思っております。

そのほか、町に寄せられましたパブリックコメントにつきましては、4件について意見がありました。この回答につきましては、町ホームページへ掲載し公表しておりますことを申し添えておきます。

資料の1ページに戻っていただきまして、県との協議結果につきましては、9月13日付で協議が完了したとの通知を確認しておりますので、その資料を添付しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 質疑については休憩後に行います。

ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第66号の詳細説明は終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この過疎計画について、いろいろな数値が記述されているわけですが、この数値について、年度とかいうのは、統一されているのか。それとも状況によって、事案によって、年度をまたがっているのか、その辺お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 数値についてお答えいたします。

総体でお答えさせていただきますと、例えば、7ページ、主要公共施設等の整備状況、これにつきましては、島根県からの市町村計画作成の例示の中で年度が示されておりますので、それに準じて行っております。文章中におきましては、最新のものをういたりしているところもございますので、そのように御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 4ページの人口の見通しというのが表で載っとるんですけど、2050年には4,500人ぐらいになるという見通しなんですけど、これは何を根拠になんしてるんか、ちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

平成27年に策定いたしました吉賀町人口ビジョンを基に、その数値を計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 6ページで、財政の状況で、財政の状況を聞くのではなくて、年度の表示が令和元年度という表示になっています。吉賀町のこれまでのいろんな出される資料等につきましては、平成31年度というふうに表示をされているもので、国のほうから示された統一的な様式に基づいて出されているものだというふうに理解をしますが、通常、年度を表示する場合は、年度ですから、吉賀町でもほかでもそうですが、4月1日から始まるということで、標準的に考えますと、4月1日が平成か令和かというふうに考えますと、令和ではなくて平成31年度とするのが正確ではないかと思えます。

この点については、国が示してきているものなので、ぜひちょっと国にこの件について十分説明を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

この件につきましては、令和3年4月1日に各大臣から各都道府県への通知、それに基づきまず県知事への通知を含めまして、県で事業名の区分や例示を示してこのような表示となっておりますので、その表現とさせていただきます。

御指摘の件につきましては、ちょっと確認を私どもでしていきたいと考えております。また後日、確認結果についてはお知らせさせていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 36ページの下段のところ、ウ）で医療機関の役割分担というところで、下の段、今後、住民が病態に応じて適切な医療が受けられるようから始まりまして、2行目の地域医療体制の確保、さらに保健・医療・福祉との連携も強化した医療環境の整備を推進する必要があると。これの具体例の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） いわゆる将来的なところでございますので、まだこういった方針で対応させていただくということで、まだこれに伴う具体的なものといたしましては、今後の計画期間の中で取りまとめをさせていただき、実施をしてみたいというふうに考えておりますので。今現在、計画として明示をさせていただいておるものにつきましては、38ページの事業計画といったところに記載がされて、（発言する者あり）失礼、37ページのほうの（4）の事業計画の中にあるものが今のところ具体的なものということで、確認させていただいておるのでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ちょっとまた戻りますけど、確認ですが。保健・医療・福祉と文言がありますけど、まず保健というのは、ここでいう福祉課になるのですかね。それから、医療は六日市病院を指すのか、あと福祉も。この捉え方ですよね。保健は何を指すのか、医療は何を指すのか、福祉は何を指すのか。この3つの連携ということですが、内容的にどこを指すのか、その辺を答弁願います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

いわゆるここでいう保健・医療・福祉につきましては、まず保健につきましては、基本となるものにつきましては、健康づくりであったり、介護予防であったり、そういったものを広く捉えて保健というような捉え方をしているところでございます。

まずそういった取り組みを進めていく中で、そういった生活習慣等々によりまして医療が必要になった場合に、次の段階として医療があるのではないかとということで、これは当然、町内の医療機関、広い意味での医療というような考え方で捉えております。

その治療が完了したときに、今後安心してその地域で生活していくために必要となってくるのが福祉というような範疇になってくるのではないかとということなので、基本的にはこの保健・医療・福祉が一体となって連携できるような地域包括ケアシステムをつくっていかうというような考えで、今計画に位置づけておるものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今のページで、看護師確保ということで載っとるんですけど、こ

れは看護師というのは特に難しい問題であって、そういう具体的な計画があるのか、その辺を含めてちょっと御答弁をお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 看護師確保につきましては、吉賀町だけではなく、全国的に不足されておるといような状況でございます。

今後の確保対策をどうしていくかというところで、町といたしましては、37ページに記載しておりますとおり、今、医療従事者確保の支援事業補助金という制度を創設をいたしまして、それぞれの事業所において将来的に必要な看護師をはじめ、確保に対する事業を行った場合の支援制度、助成金制度を設けておるところでございます。

現段階といたしまして、この支援補助金というようなメニューしか確保対策、計画として掲げられたものはございませんが、この部分については、継続して医療機関あるいは福祉分野等々と連携した取り組みをしていかなければならないというふうに認識をしておりますので、ここににつきましては、今後も引き続き協議を進めながら、必要な計画であったり、確保に必要な対策等々を構築してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第14、議案第66号吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑は保留をしておきます。

日程第15、議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第67号吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第67号吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年吉賀町条例第67号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年9月14日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに令和

3年4月1日より、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されるに当たり、吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案です。

議案、並びに新旧対照表を御覧ください。

主な改正点を説明させていただきます。

旧法では、製造業、旅館業、農林水産物等販売業とされていた対象の業種に、今回新たに情報サービス業等が追加されました。

併せて、取得価格の要件も資本金の規模によって違いはあるものの、取得価格は500万円まで引き下げられております。

また、旧法では新設、増設のみでしたが、取得または製作、もしくは建物が対象となる設備投資として拡充されているところが大きな変更点です。

なお、適用期間につきましては3年間の延長となりまして、令和6年3月31日までとなっております。

以上で、詳細説明とさせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これまでもあったところではありますが、課税免除するということは、それだけ町税が少なくなると。地方交付税の措置ということにつながっていくわけですが、それでも、その点について、町税が下がる、それでその分が交付税としてどのように入ってくるか、その点、ちょっと詳しく御説明願います。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 地方交付税の関係ですね。

減収分につきましては、普通交付税という形で減収分の75%が補填されるという形になっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 減収分の75%ですから、そうしますと、通常地方交付税を算定するとき、留保分という部分で25%分があるわけですが、その分は町としては最終的にマイナスになるということになっていないかと思いますが、それをしてでもこれをしようという理由について、御説明願います。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 過疎法の改正が今回ありまして、過疎法の目的に沿った形で、過疎地域内の産業振興を行うということでこの条例がありますので、そういった目的で今回改正をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第15、議案第67号吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第68号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第68号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年9月14日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

本議案は、先ほどと同じように、過疎地域自立促進特別法が改正されて、新たな特措法ができたということで、それに合わせて吉賀町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

議案及び新旧対照表を御覧ください。

改正点は、第6条第4項第1号中、過疎地域自立促進特別措置法を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改めるものです。

以上で、条例改正の詳細説明とさせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第16、議案第68号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会としま

す。

午前10時23分散会
